備考

1　教育時間について単位制を用いない船舶職員養成施設にあっては、三十五単位時間を一単位とみなす。

［2・3　略］

［五］～［七］　略

［八］　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数	時間数
1　機関に関する科目			
一　その一			
イ　出力装置	講義、演習、実験又は実習	十単位以上	別表第一第二十三号のうち修業期間が六日以上であるもの　三十六時間以上
ロ　プロペラ装置			
二　その二			
イ　補機			
ロ　電気工学及び電気設備			
ハ　自動制御装置			
ニ　甲板機械			
ホ　燃料及び潤滑剤の特性			
ヘ　機関に関する基礎的な知識			別表第一第二十三号のうち修業期間が三日以上であるもの　十八時間以上
2　執務一般に関する科目			
一　当直、保安及び機関一般	講義、演習、実験又は実習	二単位以上	十二時間以上　六時間以上
二　船舶による環境の汚染の防止			
三　損傷制御			
四　船内作業の安全			
五　海事法令			
計		十二単位以上	四十八時間以上　二十四時間以上

備考　［略］

二　［略］

備考

1　教育時間について単位制を用いない船舶職員養成施設にあっては、三十五単位時間を一単位とする。

［2・3　同上］

［五］～［七］　同上

［八］　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数
1　機関に関する科目		
一　その一		
イ　出力装置	講義、演習、実験又は実習	十単位以上
ロ　プロペラ装置		
二　その二		
イ　補機		
ロ　電気工学及び電気設備		
ハ　自動制御装置		
ニ　甲板機械		
ホ　燃料及び潤滑剤の特性		
ヘ　機関に関する基礎的な知識		
2　執務一般に関する科目		
一　当直、保安及び機関一般	講義、演習、実験又は実習	二単位以上
二　船舶による環境の汚染の防止		
三　損傷制御		
四　船内作業の安全		
五　海事法令		
計		十二単位以上

［欄を加える。］

備考　［同上］

二　［同上］